

労働者派遣事業許可 有効期間更新手続きのお知らせ

日頃より適正な労働者派遣事業の運営につきましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
貴社におかれましては、令和8年9月30日をもって派遣事業許可有効期間の満了となりますので、更新を希望される場合、下記期日までに更新の申請手続きをお願いいたします。

提出期限：令和8年6月30日（火）

期限経過後は受付することができません。

更新手続きは事前予約制を取っております。

お手数ですが更新の意向や来局予約の連絡を電話又は入力フォームにて

令和8年5月15日（金）までをお願いいたします。

※ 更新しない場合も必ずご連絡いただくようお願いいたします。

- 更新担当者が割り振られております。許可番号を確認のうえ、担当者へ取り次ぎますので、許可番号がわかるもの（許可証等）をご準備のうえ連絡をお願いいたします。
- 毎月16日以降の来局をご希望の場合、非常に予約が取りづらくなっております。
- 入力フォームにて連絡いただく場合、担当より電話連絡いたします。なお、ご利用の際は別添「入力フォームによる許可更新意向連絡について」を確認のうえご利用ください。
- 有効期間の満了をもって更新をしない場合も、別紙の労働者派遣事業廃止届出書（様式第8号）の提出をお願いいたします。
- 変更届の提出漏れがある場合は、担当者あてにご提出ください。（各住所の変更、役員の就任・退任、責任者の就任・退任等）
- 事業報告（様式第11号・12号・12号-2）についても、提出期限を徒過しているものは速やかにご提出ください。



入力フォームQRコード

入力フォームへは
QRコード又はURLより
アクセスしてください

URL <https://forms.office.com/r/N5SJT1rZ3y>

〒108-8432

東京都港区海岸3-9-45

東京労働局需給調整事業部需給調整事業第一課

TEL: 03-3452-1472